

発 八 監 第 3 1 号
令和2年1月27日

八頭町長 吉 田 英 人 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 坂 根 實 豊

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の種別 定期監査

監査の期日	監査の対象	監査の範囲
令和元年11月12日(火)	保健課、総務課、議会事務局、教育委員会事務局、税務課	平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行状況
令和元年11月14日(木)	産業観光課、地籍調査課、建設課、町民課、農業委員会事務局	
令和元年11月27日(水)	企画課、男女共同参画センター、上下水道課、福祉課、人権推進課	

2. 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、提出を求めた監査資料を検討し内容を審査したほか、各担当課長等より説明を聴取して実施した。

3. 監査資料

「様式1 職員現況表・事務分掌表」、「様式2-1 令和元年度予算執行状況（歳入）」、「様式2-2 令和元年度予算執行状況（歳出）」、「様式3 令和元年度予算の充用・流用措置状況表」、「様式4 令和元年度国・県からの補助金等の歳入状況表」、「様式5 令和元年度補助金・交付金及び負担金の交付状況表」、「様式6 令和元年度工事執行状況表（工事請負金額300万円以上）」、「様式7-1 令和元年度事務事業委託契約状況表」、「様式7-2 令和元年度施設・設備等管理（保守管理）委託契約状況表」、「様式8 令和元年度賃貸借契約状況」、「様式9 令和元年度主要施策の執行状況表」、「様式10 令和元年度町税等の収入状況」、「自動車管理状況」等の提出を求めた。

4. 監査の結果

次のとおり適正な事務処理がされており、指摘事項に該当するようなものは認められなかった。

なお、軽微な不備事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

【監査の事項別結果】

1. 予算の執行状況

予算は目的に従って適正に執行されているものと認められた。

2. 事務処理状況

(1) 収入事務について提出資料を審査した結果、適正な事務処理がされているものと認められた。

(2) 支出事務について提出資料を審査した結果、適正な事務処理がされているものと認められた。

3. 補助金・交付金及び負担金の交付状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

4. 工事執行状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

5. 事務事業委託契約状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

6. 施設・設備（保全管理）委託契約状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

7. 賃貸借契約状況

前年度末に町としての取扱基準を定めており、次期更新時に取扱い基準に沿った処理を行うこととしている。

8. 主要施策の執行状況

順調に執行されているものと認められた。

9. 町税等の収入状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

10. 自動車の管理状況

適正な事務処理がされているものと認められた。

【監査意見】

○税務課

町民税等の徴収率をみると、町民税全体で前年同期 47.1%から 47.0%と 0.1 ポイント低下している。また、特別会計の徴収率をみると、前年同期に比べ国民健康保険税は 1.5 ポイント、介護保険料は 0.6 ポイント改善しているが、後期高齢者医療保険料が 1.8 ポイント低下している。徴収率の低下要因は、徴収専門員の上下水道課への配置換えが影響しているものと思われる。

○人権推進課

住宅資金貸付金の返済期間が終了する令和 3 年度末には、112,109 千円もの多額の収納未済額が見込まれているので、新たな収納未済額を発生させないほか、滞納額を含め収納可能なものについては引き続き全力で対応されたい。

○上下水道課

30 年度決算において、簡易水道、農業集落排水及び公共下水道の 3 会計については、収入未済金の増加幅が高くなってきたことから、その対応策として今年度より税務課から徴収専門員 1 名を配置換えしており、今後は、滞納繰越額の増加に歯止めがかかることを期待している。